

文教委員会資料

平成28年6月10日（金）

請願 第19号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願 第20号 教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求める請願

教育委員会

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

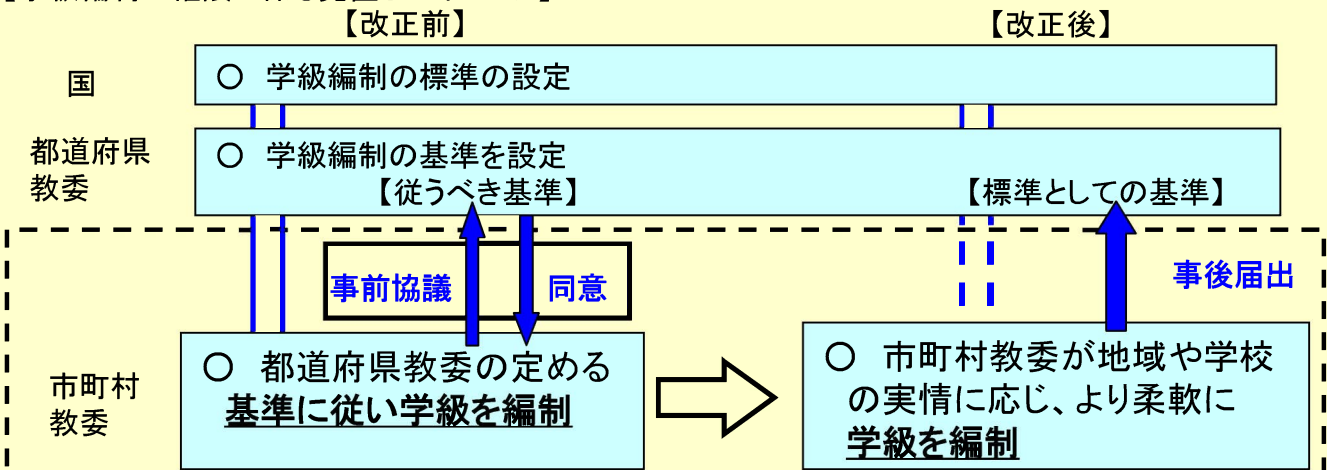
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	—————▶—————		40人	—————▶—————	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

国の学級編制弾力化についての神奈川県の実施内容

項 目	内 容	実施状況
1 特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2 弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は未実施
3 市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(級外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4 小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5 研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6 小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7 小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行なわない。	平成19年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8 実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行なわない。	平成20年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

1 学級編制弾力の運用実施状況表

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4
26年度	80	2	8		88	2
27年度	77	1	7	2	84	3
28年度	81	1	6	1	87	2

イ 小学校学年別内訳（実施件数）

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6		4		3		5		75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26年度			49		20		16	1	13		11	1	109	2
27年度			38		14		14	1	17		21		104	1
28年度			42		17		13		12		17	1	101	1

ウ 中学校学年別内訳（実施件数）

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1
26年度	3		4		3		10	
27年度		2	5		3		8	2
28年度	1	1			5	0	6	1

社会や子供の変化に対応する新たな学校教育の実現

～アクティブ・ラーニング等の充実に向けた教職員定数の戦略的充実～

○ 暗記中心の受動的教育から、**日本の成長を支える「新しい知・価値」を創造する教育へ転換**するとともに、**学校を取り巻く深刻な諸課題を克服**

▶ **アクティブ・ラーニング**による授業の革新、**諸課題への対応**、**チーム学校**の推進

《義務教育費国庫負担金》

平成28年度要求額：1兆5,163億円(対前年度 ▲121億円)

- ・教職員定数の改善増 +65億円(+3,040人)
- ・教職員定数の自然減 ▲67億円(▲3,100人)
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲119億円

【復興特別会計】
被災した児童生徒のための学習支援として
1,000人(前年同)の加配措置を要求

[]内はH36年度までの改善予定数

1. 創造性を育む学校教育の推進 1,440人[14,400人]

- ①アクティブ・ラーニングの充実に向けた教育環境整備：1,090人[10,900人]
・主体的な思考力・表現力等を育成する双方向・対話型・少人数による指導の充実、リーダー的教員の養成等
- ②小学校における専科指導の充実：350人[3,500人]
・小学校英語教育等に関する地域のリーダー的役割を担う専科指導教員、小中一貫校における専科指導の充実

2. 学校現場が抱える課題への対応 940人[7,750人]

- ①特別支援教育の充実：300人[3,000人]
- ②いじめ・不登校等への対応：190人[1,900人]
- ③家庭環境などによる教育格差の解消：150人[1,500人]
- ④外国人児童生徒等への日本語指導：50人[300人]
- ⑤統合校・小規模校への支援：250人[1,050人]


3. チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実 660人[5,950人]

- ①学校マネジメント機能の強化：410人[4,100人]
・副校長、主幹教諭、事務職員等の拡充
- ②養護教諭・栄養教諭等の充実：150人[1,350人]
・大規模校等における配置の充実
- ③専門スタッフの配置促進：100人[500人]
・学校司書、ICT専門職員等の配置の充実

【アクティブ・ラーニング】
第1期<～H31年度>
・効果的な指導方法に関する研究、カリキュラム開発、研修等の地域の拠点となる学校に対する**加配定数の拡充**

第2期<H32年度～(新学習指導要領実施)>
・第1期の検証を踏まえた、**義務標準法の改正による基礎定数の改善**

【小学校英語教科化対応、諸課題対応、チーム学校の推進】
・**義務標準法の改正**による、大規模校における教職員配置の拡充
・**加配定数の拡充**による、専科指導や学校現場が抱える課題等への対応



■今後の教職員定数の見通し

	H28～H36	うちH28
定数改善 (a)	28,100	3,040
自然減 (b)	▲ 33,600	▲ 3,100
差し引き (a + b)	▲ 5,500	▲ 60

※追加的な財政負担を要することなく必要な定数改善を実施。

時代の変化に対応した新しい教育や学校が抱える喫緊の課題等に対応する教職員指導体制の充実

《義務教育費国庫負担金》

平成28年度予算額(案) : 1兆5,271億円(対前年度 ▲13億円)

・教職員定数の改善増	+11億円(+525人)
・少子化等に伴う定数減	▲85億円(▲4,000人)
・教職員の若返りによる給与減等	▲170億円
・人事院勧告に伴う給与改定	+231億円

【復興特別会計】
被災した児童生徒のための学習支援として
1,000人(前年同)の加配措置

○ **小学校専科指導**や**アクティブ・ラーニング**など時代の変化に対応した新しい教育に取り組むとともに、特別支援教育やいじめ・不登校への対応、貧困による教育格差の解消、外国人児童生徒への日本語指導など**学校が抱える喫緊の教育課題への対応が急務**。

➡ **少子化の中にあっても、増加する教育課題に的確に対応する加配定数を拡充**

加配定数の改善 +525人

1. 創造性を育む学校教育の推進

190人

- ①小学校における専科指導の充実 : 140人
・小学校英語、理科、体育等の専科指導、小中一貫校における専科指導の充実
- ②アクティブ・ラーニングの推進 : 50人
・効果的な指導方法、カリキュラム開発等の研究の拠点となる学校に対する加配措置



2. 学校現場が抱える課題への対応

235人

- ①特別支援教育の充実 : 50人
- ②いじめ・不登校等への対応 : 50人
- ③貧困による教育格差の解消 : 50人
- ④外国人児童生徒等への日本語指導 : 25人
- ⑤統合校・小規模校への支援 : 60人
・統合前1年～統合後5年間支援。小規模校における質の高い学校教育に向けた支援。



3. チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実

100人

- ①学校マネジメント機能の強化 : 80人
・主幹教諭、事務職員の拡充
- ②養護教諭・栄養教諭等の充実 : 20人



※このほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、補習等のためのサポートスタッフなどの配置を拡充(補助金等の拡充)

[教育費の無償に関する法律]

○ 憲法

第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

○ 教育基本法

第5条（義務教育）

- 1 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○ 学校教育法

第6条（授業料）

学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

第1条

- 1 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。
- 2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第3条（教科用図書の無償給付）

国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

第5条（教科用図書の給与）

- 1 義務教育諸学校の設置者は、第3条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。
- 2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

小・中学校における保護者負担額(学校徴収金等)の年度別推移 (H21～H26)

小学校	全学年にわたるもの(1学年平均) (A)					該当学年から徴収するもの (B)					合計額(1～6年) (C)
	教材購入等	給食費	PTA会費他	その他	計	入学時経費	卒業関係費	修学旅行費	その他	計	(C)=(A)×6+(B)
21年度	7,958	42,350	3,683	652	54,643	3,371	11,699	17,401	18,136	50,607	378,465
22年度	7,688	42,350	3,704	698	54,440	3,370	11,952	17,371	19,027	51,720	378,360
23年度	7,883	42,350	3,737	629	54,599	3,432	11,914	16,256	20,230	51,832	379,426
24年度	8,092	42,350	3,761	649	54,852	3,034	12,004	16,412	20,946	52,396	381,508
25年度	8,141	42,350	3,766	638	54,895	3,418	12,216	16,252	21,141	53,027	382,397
26年度	8,394	42,248	3,748	668	55,058	3,363	12,035	16,902	23,073	55,373	385,721

中学校	全学年にわたるもの(1学年平均) (A)					該当学年から徴収するもの (B)					合計額(1～3年) (C)
	教材購入等	給食費	PTA会費他	その他	計	入学時経費	卒業関係費	修学旅行費	その他	計	(C)=(A)×3+(B)
21年度	11,841	6,557	7,874	3,190	29,462	57,737	17,349	62,482	24,182	161,750	250,136
22年度	11,426	6,714	7,617	2,678	28,435	59,128	17,133	62,775	23,543	162,579	247,884
23年度	11,251	6,850	7,520	2,653	28,274	60,414	17,472	62,482	24,462	164,830	249,652
24年度	11,132	7,002	7,549	2,648	28,331	61,620	17,813	62,493	24,339	166,265	251,258
25年度	11,211	7,108	7,408	2,682	28,409	62,450	18,064	62,448	25,226	168,188	253,415
26年度	11,996	7,174	7,316	2,767	29,253	64,870	18,345	62,569	25,994	171,778	259,537

就学援助制度の概要

1 制度の趣旨

学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。

- ・ 学校教育法第19条
「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」
- ・ 保護者が、その子に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず就学困難と認める場合に、必要な援助をする。
- ・ 教育の機会均等の理念に基づき9年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

2 支給対象者の区分

川崎市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する者。

- (1) 生活保護法第6条第2項の規定による要保護者。ただし、要保護者のうち生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者については、校外活動費(宿泊を伴わない社会見学・遠足等)、修学旅行費、自然教室参加費(食事代)、学校病医療費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支給以外は対象とならない。
- (2) 川崎市教育委員会が、生活保護法第6条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認定した者。

3 就学援助費の種類等

区 分		学用品 通学用品費	校外 活動費	夏季施設 参加費	自然教室 参加費 (食事代)	通学費	新入学 児童生徒 学用品費	修学 旅行費	クラブ 活動費	学校 給食費	学校病 医療費	日本スポーツ 振興センター 災害共済掛金
小学校	1年	11,240	1,550	—	—	実費	20,470	—	—	3,650	実費	掛金 免除
	2～5 年	13,650		実費	3,080 小5		—	3,850				
	6年			—	—		実費	4,050				
中学校	1年	22,320	2,240	—	3,080	実費	23,550	—	20,040	実費	実費	掛金 免除
	2年	24,550		実費	—		—	13,080				
	3年			—	—		実費	5,640				
生活保護 受給世帯		—	○	—	○ 小5・ 中1	—	—	○ 小6・ 中3	—	—	○	○

※夏季施設参加費及び修学旅行費の実費分には上限有り。

※通学費は、学区内居住者又は特別支援学級在籍者のみ対象。

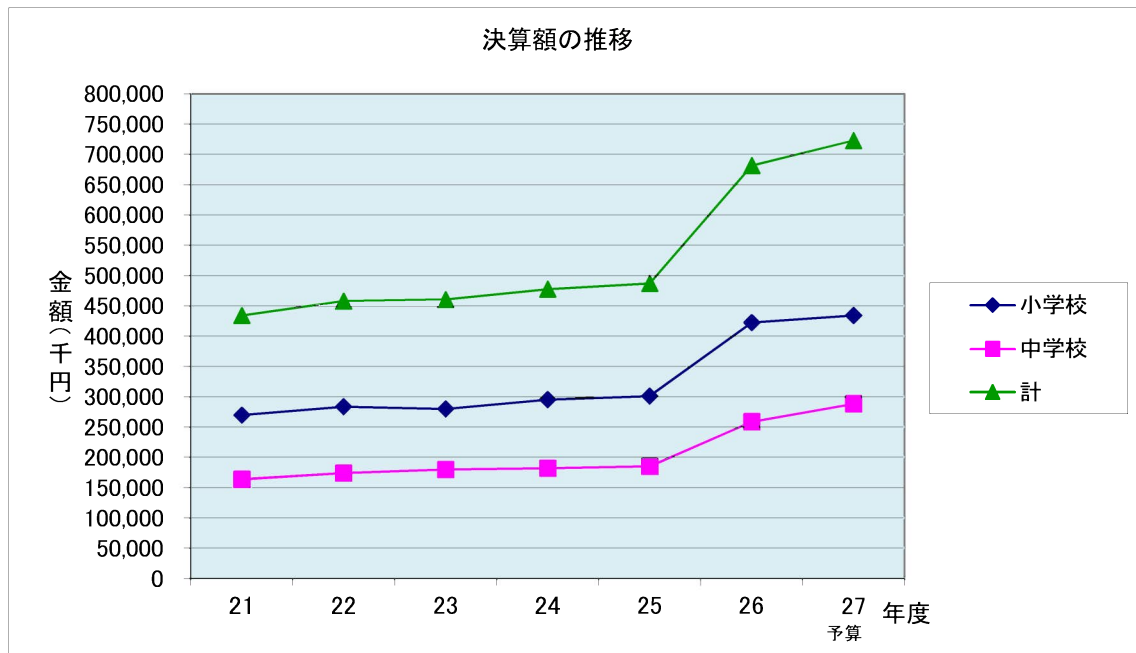
4 国の財政措置

- (1) 生活保護受給世帯の援助費のうち修学旅行費のみ国庫補助対象(補助率 1/2)
- (2) 東日本大震災により避難してきた児童生徒を対象に国庫補助対象(補助率 10/10)

就学援助認定者数（準要保護）

年度	全児童生徒数 5月1日 小学校 中学校		認定者数と認定率及び前年比				全体の認定者数 (A+B)	全体の認定率 (実績)
			小学校		中学校			
			認定者数A 認定率	認定者数の 前年比	認定者数B 認定率	認定者数の 前年比		
21	69,923	26,966	4,451 6.4%	105%	2,579 9.6%	107%	7,030	7.3%
22	70,329	27,093	4,651 6.6%	104%	2,699 10.0%	105%	7,350	7.5%
23	70,271	27,966	4,624 6.6%	99%	2,671 9.6%	99%	7,295	7.4%
24	70,375	28,192	4,808 6.8%	104%	2,758 9.8%	103%	7,566	7.7%
25	70,615	28,720	4,894 6.9%	102%	2,781 9.7%	101%	7,675	7.7%
26	71,436	28,816	6,714 9.4%	137%	3,349 11.6%	120%	10,063	10.0%
27	71,781	29,345	6,974 9.7%	104%	3,661 12.5%	109%	10,635	10.5%

年度	小学校			中学校			合計		
	決算額(千円)	前年比	国庫補助金(千円)	決算額(千円)	前年比	国庫補助金(千円)	決算額(千円)	前年比	国庫補助金(千円)
21	270,179	110%	2,378	164,435	105%	8,140	434,614	108%	10,518
22	284,074	105%	2,473	174,541	106%	7,911	458,615	106%	10,384
23	280,439	99%	2,346	180,580	103%	9,952	461,019	101%	12,298
24	295,773	105%	2,443	182,545	101%	9,546	478,318	104%	11,989
25	301,847	102%	2,513	185,928	102%	8,811	487,775	102%	11,324
26	422,841	140%	2,376	259,426	140%	8,596	682,267	140%	10,972
27	434,537	103%	2,233	288,969	111%	8,327	723,506	106%	10,560



川崎市高等学校奨学金【給付】の予算及び応募者数等の推移

年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			年度		26年度	27年度				
平成25年度までの制度	応募・選定状況(人)	公立	応募	675	660	656	639	643	711	649	【入学支度金】	応募・選定状況(人)	公立	応募	129	199		
			採用	260	261	256	231	241	234	225				採用	83	99		
		私立	応募	311	326	376	557	498	566	530			私立	応募	22	18		
			採用	90	89	94	119	109	116	125				採用	55	58		
	合計	応募	986	986	1,032	1,196	1,141	1,277	1,179	合計		応募	151	217				
		採用	350	350	350	350	350	350	350			採用	138	157				
	【学年資金】	応募・選定状況(人)	公立	応募									【学年資金】	応募・選定状況(人)	公立	応募	388	478
				採用												採用	340	314
私立			応募								私立	応募			329	421		
			採用									採用			257	260		
合計			応募								合計	応募			717	899		
			採用									採用			597	574		

- 1 川崎市高等学校奨学金の概要(平成26年度以降)
 市内に在住する公私立の高校生で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対して奨学金を支給する。
 (1) 入学支度金:150人程度 国公立 45,000円 / 私立 70,000円
 (2) 学年資金:600人程度
 第1学年:国公立36,000円、私立60,000円 第2学年:国公立61,000円、私立85,000円
 第3学年:国公立46,000円、私立70,000円 第4学年以降:国公立36,000円、私立60,000円

川崎市大学奨学金【貸付(無利子)】応募者数等の推移

年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
応募・選定状況(人)	公立	応募	3	4	5	2	2	1	1	0	4
		採用	1	0	1	1	2	1	0	0	2
	私立	応募	30	27	26	38	27	29	26	16	26
		採用	9	10	9	9	8	9	10	9	8
	合計	応募	33	31	31	40	29	30	27	16	30
		採用	10	10	10	10	10	10	10	9	10

- 2 川崎市大学奨学金の概要
 保護者が1年以上市内に居住する大学生(短大、大学院を除く)で、能力があるにもかかわらず経済的理由のため修学が困難なものに対して奨学金を貸し付ける。
 ・年額 456,000円(月額 38,000円)
 ・対象人員 10名程度